

宮城県県産材利用サステナブル住宅普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県では、二酸化炭素吸収源の確保対策として、県産材利用住宅等を普及し、間伐等により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止を推進していくとともに、本県の豊富な森林資源を循環利用し、森林環境の適正な保全と持続可能な社会づくりを強く推進していく。よって、県産木材の需要拡大を通じて、林業・木材産業等の活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図ることを目的とした取組に対して支援を行う。補助金は予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2 宮城県知事（以下「知事」という。）は、民間団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う次項に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金等の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

(1) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業

(2) 県産JAS認証取得事業

3 前項に掲げる事業について、補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は以下のとおりとする。

(1) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業：別記1のとおり

(2) 県産JAS認証取得事業：別記2のとおり

4 国又は地方公共団体が実施する住宅の木材費等の補助とは重複を認めないものとする。ただし、本事業との併用が認められている場合はこの限りでない。

(交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に掲げる補助金交付申請書に、以下のとおり知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内に、県税に未納がないことを証明するもの）。

(2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）

(3) 事業実施計画書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に

相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

（1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2）県税に未納がある者

（交付決定の通知）

第4 知事は、前条第1項の規定による申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第6 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（事故の報告）

第7 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに別記様式第4号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があった時には速やかに別記様式第5号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9 補助事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第6号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助金交付決定額の30%未満の減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

3 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第8号のとおりとし、以下のとおり知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) JAS認証書の写し（JAS認証取得事業に限る）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業実績報告書は、事業完了日若しくは、廃止の承認の日から30日以内、又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11 知事は、前条の報告書が提出された場合において、その内容について審査し、適当と認めたときはその額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者へ通知し、速やかに補助事業者が指定する口座へ振り込むものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第12 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第10号による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

- 第14 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- (1) 補助要件に適合しなくなったとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
 - (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (5) 交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に違反した場合
 - (7) 規則及び本要綱の規定に違反したとき
 - (8) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に違反する場合
- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を

除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第15 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第16 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付しようとするときは、第4から第11まで及び第14の規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続等について交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 間接補助事業の実施に当たり、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、県と補助事業者で協議して決めることとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱(令和3年4月1日施行)は、廃止する。